下 総 第 １ １ ４ １ 号
平 成 ３ １ 年 ２ 月 １ 日

下関市監査委員　小　野　雅　弘　　様
　　　同　　　　大　賀　一　慶　　様
　　　同　　　　木　本　暢　一　　様
　　　同　　　　山　下　隆　夫　　様

下関市長　　　前　田　　　晋　太　郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

平成３０年７月５日付け監査報告第１５号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により通知します。

定期監査の結果に基づき講じた改善措置

（議会事務局）

【改善等を要する事項】

（１）政務活動費の交付事務において、会派の人数が減少した場合や年度終了後の残余があった場合の政務活動費の返還が、下関市議会政務活動費の交付に関する条例に規定された期日までに行われていなかった。議会事務局は、会派は同条例に規定された返還の期限までに返還に係る現金を議会事務局に持参しており、これをもって返還がなされたと認識しているが、市の口座へ払い込まれておらず、また、領収証も会派へ交付されないことから、現金の保管場所が移動したに過ぎず、返還が完了したとは認められなかった。議会事務局は、財務会計システムが概算払をした金額を精算前に返金できない仕組みとなっていることや、収支報告書の確認作業に時間を要することから、同条例に規定する返還の期限までに市の口座に払い込むことができなかったものと思料されるが、結果的に多額の現金が議会事務局に保管され、事故の原因となるおそれがあった。関係課と協議し、返還の手続きが同条例に規定するとおりに実行できていない状態を改善されたい。

（２）資金前渡による交際費の支出において、同じ団体に対する例月の会費の支払であるにもかかわらず、領収証がある場合とない場合とがあった。下関市会計規則第７０条第３項では、領収証を徴することが不適当又は著しく困難な場合は所属長の支払証明書をもってこれに代えることができる旨が規定されているが、この事例を始めとして、領収証を徴することが不適当又は著しく困難とは言い難い会費等が支払証明書により処理されていた。同項の規定を厳格に適用し、適正に領収証を徴されたい。

【改善措置状況】

（１）平成３０年第４回定例会で、会派の人数減少や残余があった場合の返還について、下関市議会政務活動費の交付に関する条例の改正を行い、平成３１年１月１日より施行いたしました。

（２）下関市会計規則第７０条第３項の規定により領収証を徴することが不適当又は著しく困難な場合を除き、資金前渡金を支払う者に対し、案件ごとに領収書を徴するよう注意・徹底を行いました。今後も適正な領収書の徴取に努めます。